

入札監理小委員会
第701回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第701回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年9月26日（火）15：48～16：37

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
 - （独）国民生活センター施設の運営等業務（独立行政法人国民生活センター）
3. 閉会

<出席者>

古笛主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（（独）国民生活センター施設の運営等業務）

独立行政法人国民生活センター 総務部 菅沼会計課長
塚越管理室長

（事務局）

大上参事官、平井企画官

○事務局 それでは、ただいまから第701回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、独立行政法人国民生活センター施設の運営等業務の実施要項（案）につきまして、独立行政法人国民生活センター総務部会計課、菅沼課長から御説明をお願いしたいと思っております。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○菅沼会計課長 国民生活センター会計課の菅沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の資料説明の前に、昨日、資料の差し替えということで、修正資料等の追加資料につきまして配付させていただいております。こちらにつきまして先に説明をさせていただければと思っております。管理室の塚越から説明させていただきたいと思っております。

○塚越管理室長 管理室の塚越です。どうぞよろしくお願いいたします。

前日の配付となり大変申し訳ございませんが、資料A-4-1及び資料A-4-2の実施状況等の推移におきまして、年度とか入札スケジュールに誤記がございました。おわびして修正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、追加資料としまして、配付させていただきました附帯業務の依頼等の整理における修正について、説明させていただきます。

当センターが実施する「建物維持管理業務」には、附帯業務としまして、臨時清掃や時間外における電気・機械設備等運転業務を設けております。それらの業務は、使用実態にに応じて依頼、実施及び精算することとしております。新規参入事業者に関して、そういったことが障害となるところはないかと改めて実施要項（案）並びに仕様書を見直していたところ、委員会前日になって申し訳ないですけれども、懸念点が見られ、人員確保ができず辞退の原因にならないよう、実施要項（案）並びに仕様書における当該箇所の修正をさせていただきたく、追加資料として修正案を配付させていただきました。

具体的には、両業務とも、実施要項（案）の業務委託費実施精算額の項目を修正させていただきたく、「建物維持管理業務」では資料A-2-1、4/78ページ、「研修宿泊施設等運營業務」では、資料A-2-2、7/69ページでございます。併せて、仕様書の「その他の業務」の項目も修正させていただきたく、「建物維持管理業務」では資料A-2-1の30/78ページ、「研修宿泊施設等運營業務」では資料A-2-2の28/69ページでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○菅沼会計課長 それでは、資料の説明をさせていただければと思っております。まず、

資料A-3-1を御覧ください。

国民生活センターの相模原事務所でやっている業務等につきましてですが、まず、地方公共団体の消費者行政担当職員及び消費生活相談員を対象に、消費生活相談の対応力を高めるため、法的知識や消費生活相談に携わる上で求められる心構えなどを習得するための研修や、消費者教育推進法への対応として、消費者教育の担い手である地方公共団体の消費者行政担当職員及び消費生活相談員等を対象に、消費者教育に必要な知識及び具体的な技法を習得するための研修を実施しております。また、国民生活センターや全国の消費生活センター等で受け付けた商品等に係る苦情相談の解決のために、商品テストの実施や商品等に関する技術相談を行っております。

この相模原事務所の施設につきまして、1つは、相模原事務所の施設の清掃業務、警備業務、電気・機械設備等の運転業務、環境衛生管理等の業務を実施する「建物維持管理業務」と、2つ目としまして、研修を実施する管理研修棟及び宿泊棟について、国民生活センターが研修を実施しない日に外部の方に施設を御利用いただき、また、宿泊等を利用する方との窓口業務や、宿泊室の清掃並びに食堂の運営等を実施していただく「研修宿泊関係業務」につきまして、本年5月に第4期の評価をいただいておりますので、この第4期でいただいた評価を基に、またパブリックコメントを実施しました結果、寄せられました意見を踏まえまして、実施要項（案）等の見直しをしました主な点につきまして、説明させていただきます。

まず、本年5月の第4期の評価におきまして、「建物維持管理業務」及び「研修宿泊業務」ともに1者応札となっていることから、競争性の確保について課題があり、次期業務においては、入札参加事業者からの意見に基づき、入札公告時期を早めること、同業のほかの業者への積極的な声かけを検討すること、仕様書の記載内容の見直しなどを検討すること等について、御意見をいただきました。

これらの意見を踏まえた見直し点になります。まず1つ目は、入札参加事業者からの意見に基づき、入札公告時期を早めることに関しましてですが、「建物維持管理業務」及び「研修宿泊施設等運営業務」に関する共通の課題であると考えております。

資料A-2-1の6ページと資料A-2-2の10ページにそれぞれございますが、それぞれの業務の入札実施スケジュールを記載しておりますので、御覧ください。事業者から書類の作成時期が提出期限までに間に合わないといった御意見をいただいておりますので、入札公告の時期を1か月程度早めることとし、令和5年11月上旬に公告を行い、令

和6年1月上旬に企画書などを提出いただく予定でございます。これにより企画書を作成する期間としまして、平常日になりますけれども32日から38日に、6日増加いたします。これは公告期間でいきますと、50日から60日に10日増加しております。これにより、入札参加者が入札書類を作成するための期間の確保に寄与するものと考えております。

2つ目、同業のほかの事業者への積極的な声かけなどを検討することに関しましては、「建物維持管理業務」及び「研修宿泊施設等運營業務」の共通の課題であると考えております。これにつきましては、第4期の調達手続におきましても、過去に入札説明資料の交付を受けた事業者には、電話やメールにより市場化テストのパブリックコメントの依頼や市場化テストを実施していることの連絡、競争への参加の検討を依頼することなどをしてきたところではございますけれども、次期の調達に当たっては、今までの取組に加えて、国や他の法人の施設管理を受託している事業者を確認して、声かけするなどしていきたいと思っております。なお、既に実施しましたパブリックコメントにおきましても、今まで参加したことがない事業者にも声かけをしたところでございます。

3つ目となりますが、仕様書の記載内容の見直しなどを検討することに関しましては、業務ごとの課題があると思っておりますので、順に説明させていただきたいと思っております。

まず、「建物維持管理業務」につきましては、資格者をそろえるなど業務体制を整えることが難しい、同工期の他現場業務との兼ね合いにより、仕様書どおりの人員配置が不可能、新規参入事業者が誤解しないような丁寧な説明が必要、といった課題があると考えております。このうち資格者をそろえるなど業務体制を整えることが難しいとの意見につきましては、先ほど触れさせていただきました入札の実施スケジュールにありますように、公告期間を増加させたことに加えて、開札の時期を2月中旬から1月下旬へと早めておりまして、これにより業務の引継ぎ期間が平常日で14日から24日に、10日ほど増加しております。これにより、契約開始前における業務体制を整えるための期間の確保に寄与するものと考えております。

次に、同工期の他現場業務との兼ね合いにより、仕様書どおりの人員配置が不可能との御意見につきましては、資料A-2-1の22ページになりますが、Iの一般共通事項の5ポツ目になりますが、第4期の仕様書では、各業務を実施する上で必要最低限以上の人数、かつ適正な派遣員を配置することを求めておりましたが、必要最低限以上の人数部分につきましては、国民生活センターが想定する必要最低限以上の人数という認識をされて

しまうおそれがある、本来の意図が伝わらない可能性があると考えまして、各業務を実施するために配置する本業務担当者の人数は、法令を遵守し、業務を適正に履行できる人数を配置していただきたいという記載に見直しをしております。

次に、新規参入の事業者が誤解しないような丁寧な説明が必要である点につきましては、資料A-2-1の2ページ目、中段の表下にある、2つ目の米印になりますけれども、本件、建物維持管理業務では、商品テスト棟のテスト室において、商品テストの実施に係る特殊な状況下での業務や検査・測定機器の点検等を対象にはしていないこと。また、6ページになりますけれども、入札参加資格に関する事項の(6)、ウの項目で、22ページと30ページにも同様な記載がございまして、業務の実施に必要な資格を記載しておりますが、より具体的に記載いたしました。これによって、新規の参加事業者の方にも明確に意図が伝わるものと考えております。

これらに加えまして、資料A-2-1の5ページ、4ポツになりますけれども、「建物維持管理業務」への入札参加資格につきまして、内閣府競争参加資格をABC等級に加えまして、D等級も含めた形で設定したいと考えております。

次に、「研修宿泊施設等運營業務」の課題について説明させていただきます。こちらにつきましては、収益が確保できず管理費が膨らんでしまう、仕様書に記載されている全ての業務内容を請け負うことができない、協力会社の人員の手配が困難であった、新規参入の事業所が誤解しないような丁寧な説明が必要、といった課題があると考えております。

まず、収益が確保できず管理費が膨らんでしまうとの御意見につきましては、特に食堂に関しまして、相模原事務所の職員と研修生が利用する食数や提供価格では、入札参加事業者の管理費をカバーできないといった御意見であると考えております。これにつきましては新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、第4期におきましては施設の利用が減少しておりましたが、そのような状況は改善して利用が増加していくものと考えております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、国民生活センターでは、研修施設を利用しない、オンラインによる研修が増加してきており、それに伴いまして、外部利用者によるシステムの利用を拡大する余地がさらに出てきておりますので、入札参加事業者の営業努力により、収益を上げることもできるようになってきていると考えております。

これに加えまして、資料A-2-2の29ページから31ページの網かけ部分になります。まず29ページの1ポツ、(5)⑤の部分になりますが、食堂の営業時間外における取組を実施した場合にはそれを可能にしたことと、30ページになりますが、(12)の食事

の提供価格につきましては、物価上昇等による販売価格としてほしいことなどを明記するとともに、外部利用者への食事提供価格については、国民生活センターが価格決定に関与せずに、入札参加事業者と外部利用者との協議して決定できるようにいたしました。

次に、仕様書に記載されている全ての内容を受けることができないとの御意見につきましては、資料A-2-2の10ページで入札参加共同企業体での参加も可能であることを明記しておりましたが、特に食堂事業につきましては、資料A-2-2の29ページ、Ⅲ、食堂及び自動販売機の運營業務仕様書の説明の「なお書き」部分になりますけれども、単独で研修宿泊施設等運營業務の全てを行うことができない場合には、入札参加企業体もしくは再委託で運営することが可能であることを明記いたしました。

次に、協力会社の人員の手配が困難であったとの御意見につきましては、資料A-2-2の25ページ、共通事項の5ポツになりますが、さきに御説明しました「建物維持管理業務」の対応と同様に、本来の意図が伝わらない可能性があると考え、各業務を実施するために配置する本業務担当者の人数は、法令等を遵守し業務を適正に履行できる人数を配置するという記載に見直しを行うとともに、公告期間及び準備期間をより長く取ることとしております。

次に、新規参入の事業者が誤解しないような丁寧な説明が必要との御意見につきましては、本件業務の第4期の件名は「研修宿泊関係業務」という記載にしておりましたが、これを「研修宿泊施設等運營業務」と見直しまして、業務全体をイメージしやすいものへと見直しを図りました。

これらの見直しに加えまして、「研修宿泊施設等運營業務」は、入札参加事業者が施設の利用を一定以上増加させた場合に、インセンティブとしての業務委託費を増加させることができる契約となっておりますが、これは現行の事業者からの意見になりますが、実施要項（案）に定める稼働率及び施策利用の徴収金額の目標を達成しても、国民生活センターの利用外分の研修宿泊施設の維持管理費がどれだけかかっているかにかかわらず、どこまで営業努力を行えばよいか分からないとの御意見がございました。

これを踏まえまして、資料A-2-2の6ページと8ページに、国民生活センターの利用外の施設の稼働率向上に係る目標を記載しておりますけれども、国民生活センターの利用外の研修宿泊施設の維持管理費の金額を踏まえまして、宿泊施設については、年間稼働率を10.1%から26.6%に、徴収金額を666万から2,658万7,000円に、研修施設につきましては、年間稼働率を7.9%から41.4%に、徴収金額を15万8,000

0円から56万5,000円に見直しております。

また、資料A-2-2の9ページの4ポツ、入札参加資格の(4)になりますが、「研修宿泊施設等運營業務」の入札参加資格につきまして、内閣府競争参加資格に加えて、東京都、神奈川県、埼玉県の地方自治体において、建物清掃、警備・受付、または給食関係業務に係る営業種目等の資格を有する者も競争に参加できるように見直しを行いました。

これらの見直しに加えまして、資料A-6-1になりますが、8月17日から8月30日までパブリックコメントを実施いたしまして、そこにおきまして、食堂運營業務に関して、食数が少ないところ、メニューを複数用意するのは多過ぎるのではないかとの御意見をいただきましたので、資料A-2-2の29ページ、1ポツの(3)になりますが、食堂運営効率化等のためのメニュー変更を協議できることとする見直しを行っております。

駆け足での説明となりましたが、主な見直し点につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項(案)につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。昨日いただきました追加資料でございます。こちらぎりぎりまで実施要項(案)の改善に努めていただきまして、誠にありがとうございました。よくなったと思いますけれども、よりよくする観点から二、三お伺いさせていただきます。

追加資料の真ん中辺り、(資料A-2-1の4ページ)イの業務委託実施精算額にある清掃の部分でございます。現状、この赤字の部分を見てもいいかもしれませんが、センターが契約する民間事業者からの情報を基に、センターが実施対象を決定した上で臨時の清掃をなさるといふふうに書いてございまして、さらに具体的な運用方法は、総務部管理室と調整の上決定すると書いてございます。新規の方だと、この内容ですと、例えば時間内のみこの作業をすればよろしいのか、それとも6時半ですか、6時15分でしたか、臨時で何かこぼれた場合に拭いてほしいとか、そういう時間外においても作業が発生するのか、この辺りが分かりにくいのかと思いましたが、いかがでございましょうか。

○塚越管理室長 御認識のとおり、基本額で決めているエリアのほかに追加の場合もございますし、そのほか時間外、掃除のタイミングを外れたところでやるということもございますので、両方想定はあり得るかと思っております。

○辻副主査 なるほど。そうすると、6時15分で従業員を全員帰すわけにはいかなくて、実際は結構遅い時間まで従業員を残しておかないといけないことがあり得るのでしょうか。

○塚越管理室長 そうですね。場合によってその次の日に朝早くから、その部屋を使いたいとかいうことがもしあるようであれば、そういうことも想定しているところでございます。

○辻副主査 なるほど。そうですと、何かこぼれてしまって夜中まで掃除をすることになってしまったとか、そういう過去の実績とかはどこか実施要項（案）に書いてございますか。

○塚越管理室長 管理室の塚越でございます。そこまで、夜中、時間外にかかってまでのというのは今までそういう実績はあまりないですけれども、今後、外部利用が増えていった場合に、そういうことも可能性としてはあるかと考えております。

○辻副主査 なるほど。そうすると、正確な見積りとか、いろいろな工夫に当たってそのような情報も必要かもしれませんので、できれば今おっしゃった内容をもう少し具体的に書くことを御検討いただければと思います。それがまず1点目でございます。

2点目ですが、外部利用が増えるということで、恐らく宿泊の数も増えるのかと推測するのですけれども、例えばホテルでもそうですが、(資料A-2-2の7ページ) 宿泊する部屋の清掃というのは恐らくチェックアウトの時刻が大事かと思えます。その辺り、何時から何時までの間であれば従業員さんが部屋に入って清掃できるとか、そういう情報はどこかに書いていますでしょうか。

○塚越管理室長 管理室、塚越でございます。運用で大体午前中にチェックアウトしてという感じで、詳細な時間等は書いてございませんでした。

○辻副主査 そうでしたら、今の部分もなるべく新規参入業者の方が、そういう時間帯であれば我々もできるかもしれないと思うかもしれませんので、できる限りで結構でございますので、詳細な情報を書くことを御検討いただければと思います。それが2点目でございます。

それから、もう1点だけでございます。同じく追加資料の2ページ目でございます。(資料A-2-2の7ページ) イの①、加筆された部分ですけれども、研修受入れ・宿泊窓口業務などに、「時間外の施設利用者への対応及び施設貸出業務」とございます。これは恐らく6時15分以降、遅めのチェックインとかそういうものを想定なさっているのかと思ったのですが、時間外というのは大体何時頃までを想定なさっているのでしょうか。

○塚越管理室長 管理室、塚越でございます。業務は18時15分だと思いましたが、それ以降は時間外という認識でございます。

○辻副主査 今後、何時頃まで対応を御要望なさっているのでしょうか。

○塚越管理室長 時間外というのはフロント業務といいますか、管理人業務になりまして、一人でも宿泊者がいる場合は管理人をつけることになっておりますので、そのときに管理人は11時までには起きていて、そこから仮眠の時間があつたりしますけれども、そういったところで夜中も何かあつたら対応するというようなことになっております。

○辻副主査 なるほど。そうしますと、今おっしゃった時間外というのは、夜中の23時まではこういう業務があり得るという理解でよろしいですか。

○塚越管理室長 そうですね。

○辻副主査 そうでしたら、この部分もできれば具体的な記載を御検討いただければと思います。

以上でございます。

○塚越管理室長 承知いたしました。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

稲生委員、お願いいたします。

○稲生専門委員 御説明ありがとうございました。資料A-1-2ですけれども、一番下のところ、2、事業の評価を踏まえた対応についての対応1の②のところ。要は食事を作るという民間事業者側の負担を軽減するという趣旨だと思いますけれども、次のページの上から4行目の米印のところ小さく、センターの職員が直接利用する場合の昼食の数、それから研修事業の受講者と、民間事業者が外部から引っ張ってきた場合の施設利用者の食事提供数が、ざっくり言えば半分以下に減らされているということになっています(資料A-2-2の5ページ及び30ページ)。

他方、お話を聞いていると、今はオンラインの研修が増えているので、施設の稼働率を上げるために、民間事業者には、外部からの利用者を増やすような努力を期待しているということで、3のその他の修正事項を拝見いたしますと、上から2つ目のところで、宿泊施設利用の年間稼働率、これはセンターの研修業務以外の目的の部分ですけれども、その稼働率については、例えば10%程度から26%以上に上げるようになっておりますし(資料A-2-2の6ページ及び8ページ)、それから3つ目の丸に関しても、同じように稼働率を大幅に上昇させるようになっております。そうすると食事の提供に関しては、先ほど申

し上げたように、対応1で書いたように減らして構わないというふうにしていながら、一方で、稼働率に関しては上げてくれというふうに民間事業者に言っているのです。これはつじつまが合っているのかという話ですけれども、この点はいかがでしょうか。要は、一方で食事の提供を減らして、稼働率だけ増やしてしまうと、来た方がごはんが食べたくても、「もう打ち止めです」となってしまうのではないかということですが、その辺の検証ができた上で、食事の提供数に関しては大幅に減らしても構わないのだということで、対応1の数字が出てきたのか、この点を確認させてください。お願いします。

○菅沼会計課長 会計課の菅沼でございます。今、御質問いただいた点になりますが、まず食数に関しまして、職員と研修生の食数という点で説明させていただいております。一方で全体の稼働率に関しまして、稼働率が仮に上がらなかった、現状上がっていない、このところ少なかったという現状も踏まえて、いただいた意見への対応として、先ほど説明させていただいたように、いろいろな形での協議が可能であるとか、そういったことも盛り込ませていただいたところでございます。一方で、民間事業者の方の努力によって稼働率が上がってきて、施設利用者の方々が増えてくれば、食数が増える部分も、要は民間事業者の方が利用実績が増えてきたというのを把握した上で、食堂運営に連携させていってもらえるものではないかと期待しているところでございます。

ですので、例えば食事が打ち止めになってしまって提供されないといった事態はなくて、その連携をうまくやっていただいた上で、増えてくれば食堂事業者の運営も向上するし、施設自体の運営も向上するというように、いい意味でつながっていくのではないかと考えております。

○稲生専門委員 すみませんが、それは悪い意味でつながっていくのではないかと懸念しております。要は3番のところで、事前の説明を事務局から受けたところでは、今の年間の稼働率を上げるという数字に関しては、センターさんの中期計画でしたっけ、これから割り出された数字が入っているとおっしゃっておられたんです。ですから、その数字で想定した場合、例えば3番の2つ目の丸のところで、センターが研修業務以外の目的で宿泊の利用が26.6%以上、例えば30%になった場合の食数というのは、先ほどの全体の何食になるのかということに関しては試算をされているのでしょうか。

だからその辺が、上では一方で減らしていくということと、下のところの整合を取ったほうがいいのではないかと思います。例えば質問としては、上のセンターの職員利用の方は確かに常勤でセンターに詰めているわけだから、この方たちの食数、1,400食とい

うのは、恐らくそこに詰めておられる方の勤務数ですよ。だから、例えば年間300何日働くということで想定されていて、それが1,400に減っていいのかという問題もあるのですが、一応これは大丈夫なんだと考えましょう。

一方で、センター研修事業受講生のほうは食数も結構多くなってきていて、5,000食を2,000食に減らしたときに、稼働率が大体幾らになるのかというぐらいの数字を挙げておかないと、結局、業者さんが、我々としては一体何食を準備し、それは稼働率で言うところのどれぐらいに相当するんだということを提案したくてもできなくなるのではないかと思うんですけれども、ここら辺はどうでしょうか。いい意味でウィン・ウインの関係になるというのは大いに結構だけれども、曖昧な数字で、稼働率はこれぐらい上げてほしいと言っておきながら、一方で食事の提供数に関しては、取りあえず上の2,500から1,400、それから5,000から2,000に減らしていいんだよ、と。しかし、それは明らかに整合的ではないような気がしまして、後々混乱するのではないかと思うのです。だから提案としては、逆に言うと、上の年間食事数の見込みは数字で挙げないほうがいいのではないかと思うんですけれども、ここら辺はどうしたらいいのかということなんです。

すみません、何か雑談みたいになってしまいましたけれども……。

○菅沼会計課長 会計課の菅沼でございます。御意見ありがとうございます。

御指摘のように、私、先ほど「職員が」という言い方をしているのですが、確かに食数に、外部利用からの施設利用者の年間食数という記載も入っているので、その点ではおっしゃるように、確かに混乱させてしまう可能性があるのと、あとはどれだけ増えたかによって、そのとおり食事数も増えていってくればいいのですけれども、その見込みがなかなか立てづらかったりとか、それが指標になるのか、評価に値するのかどうかという点は確かに御指摘のとおりかと思しますので、改めて食数をあえて記載するのがいいのか、あくまで実績を表示しながら、過去の今までの実績は実績として表示し、目標はきちんと運営していただきたい。それがきちんとした食事が提供されるというような考え方も確かにあろうかと思しますので、記載の仕方に関しましては、改めて考えさせてもらいたいと思っております。

○稲生専門委員 お願いします。最近、御存じのように、いろいろな地方自治体、皆さんは御存じかと思うのですが、給食事業をめぐって混乱が結構出てきていますので、きちんと事業者には、稼働率が何%のときには何食ということが試算できるような形で、きちんとした人員体制を構築した上で御提案いただくということが大変求められているように思い

ますので、あえてしつこく申し上げた次第でございます。ぜひ検討なさってください。よろしくお願ひします。

○菅沼会計課長 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

そのほかに御意見は。石村委員、お願いいたします。

○石村専門委員 私から1点だけ。これは確認ですけれども、先ほどの説明、資料A-2-1の5/78ページ、競争参加、全省庁統一資格をA、B、C等級から、A、B、C、D等級に拡大したというふうな御説明だったんですけれども、1点だけ確認したいのが、A、B等級からC等級に拡大するというのは見たことはあるのですが、D等級に拡大するというのは今回初めて見たもので、C等級とD等級の大きな差は何かということと、D等級に落としても、今までのサービスレベルの質が大きく下がるということはないのでしょうか。その2点について教えていただきたいのです。

○菅沼会計課長 会計課の菅沼でございます。今、御質問いただきました、まず等級の前提について話をさせていただければと思います。全省庁の統一の等級について、基準となる金額についてですが、まずB等級というのが、おっしゃるように、最低の基準になっております。競争参加資格の前提としては、おっしゃるように、予定価格が300万円未満のような小規模の調達の場合にD等級を設定できるというのが基本的な考えになっておりますので、D等級に格付けされた会社というのは、そもそも会社の規模が小さかったり、実績が少なかったりというような会社が格付けされているわけです。

ですので、おっしゃるように、それでサービスレベルで維持できる、今までのサービスレベル以上にきちんとしたサービスを提供していただけるのかどうかに関しましては、明確にこちらとして絶対に向上しますということは、私どもとしては正直、明言はできないところでございます。一方で、できるかどうか。要は企業で組んで参加いただけるようなケースも想定しておりますので、サービス自体が提供できない、もしくはサービスレベルが下がるというような点に関しましては、総合評価落札方式を今回も設定しておりますので、その点で提供されるサービスがいいものなのかどうかという点は評価した上で、入札を実施できるのではないかと考えております。

○石村専門委員 今、サービスレベルの質の評価点や何かを考慮すると、今までどおり、もしくはそれ以上のものは提供してもらえないのではないかと考えているということでしょうか。

○菅沼会計課長 そのとおりでございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問等。小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 A-2-1の22ページ、もう一つのほうも同じですけども、常駐というか、人員配置のことで人数を消して、非常に抽象的な言い方で規定されているんですけども、これは逆に言えば、業者側がこれだけの人数でいいと言えればそれを受け入れるという判断でよろしいのでしょうか。

○菅沼会計課長 会計課の菅沼でございます。今、御質問いただいたように、人員配置に関しましては、明らかに法令違反、例えば本来やるべき業務に資格が必要なのにその人を配置していないといったようなケースがあれば、それは当然「駄目です」と言うつもりですが、そうではなくて人員配置、どう人繰りをした上で業務を遂行するのかが業者に委ねておりますので、その点は、これで回せるんですという説明をされるのであれば、こちらとしては信じるということが基本になると思っております。

○小松専門委員 その判断はいつされますか、委託してからやるのでしょうか、それとも業者決定の段階で、計画を出させて審査するというのでしょうか。どちらでしょうか。

○菅沼会計課長 会計課、菅沼でございます。こちらは総合評価落札方式となっておりますので、企画書の段階でどういう人員体制で臨むのか。あとはどういう業者の方、どういう人員、資格のある方を業務の中に投入する予定なのかということを出していただきますので、その中で評価できるものと考えております。

○小松専門委員 あと1点、宿直業務というのは発生するのでしょうか。寝具はそちらで用意しろというようなことが書いてあるのですが、どこかに書いてあるのかもしれないですけども、その辺が読み切れなかったもので、確認だけです。それと、もし宿直が必要だとすると、多分、維持管理ではなくて宿泊施設等運営のほうの業者の話になるのかと思えますけれども、その辺を確認させていただければと思います。

○塚越管理室長 管理室、塚越でございます。資料A-2-2、27/69ページに施設利用者への対応及び施設貸出業務仕様書がございます。その2ポツの(2)に勤務時間がございまして、月曜から金曜の9時から18時15分、ただし宿泊利用があるときは24時間体制とするというような形で、あとは7時間の仮眠時間をとるというような形も取っておりますので、宿泊があるときは宿直が必要になるという設定とさせていただきます。

ります。

○小松専門委員 ありがとうございます。

○事務局 そのほかに、御質問等はございますか。

よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 御審議ありがとうございました。

では、実施要項（案）を修正していただきたい点について、整理させていただきたいと思います。

まず、辻先生から御指摘ありました追加資料についてですけれども、1ページ目のところで（資料A-2-1の4ページ）、時間内でやらないといけないのか、時間外でなのかという時間に関しての記載がなく分かりにくいので、この件をセンター様、記載していただくことでよろしいでしょうか。

○塚越管理室長 管理室の塚越です。承知いたしました。

○事務局 見積りができるように、過去の実績も具体的に記載していただくということでよろしいでしょうか。

○塚越管理室長 管理室、塚越です。確認しながら検討させていただきます。

○事務局 次の2ページ目、研修宿泊（資料A-2-2）の7/69ページのイの①に「時間外の施設利用」という記載があるのですけれども、ここにつきましても、時間帯を詳細に書いていただくということでよろしいでしょうか。

○塚越管理室長 管理室、塚越です。仕様書にもありますように、その辺の文言を参考にしながら追記させていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。あとは、稲生先生からいただきました年間食事数と稼働率についてですけれども、稼働率に基づいて食事数を見直してほしいということで、修正のほどよろしいでしょうか。

○稲生専門委員 その辺がもし可能であればということで、いずれにしても、食数を減らすというところが稼働率と結びついていないので、むしろその辺、記載の削除も含めて、もう一度再検討いただきたいと思っております。

○事務局 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

辻先生、お願いします。

○辻副主査 1点だけ。資料A-2-1でございます。28/78ページでございます。

こちらに警備員についての記載がございまして、警備室に関しては月曜から日曜日まで全日勤務——多分、24時間勤務だと思います——と書いています。次の文です。特に用務のないとき（宿泊利用日を除く）は、23時から翌6時までを仮眠時間と書いてございしますが、これは宿泊利用者が一人でもいる場合には仮眠時間が取れないという趣旨でよろしいでしょうか。

○塚越管理室長 管理室、塚越でございます。実際は仮眠しているかもしれませんが、24時間寝ずにというのもあれなので、施設の門限は22時30分としながら、今は23時から仮眠時間というような運用をしております。

○辻副主査 恐らく警備巡回に関しては、例えばチェックポイントのチェックリストがあって、何時にここを訪れたとやってやっているのでないのかと推測いたしまして、そうすると、今後、宿泊利用者が増えた場合に仮眠時間が取れなくなるという可能性があるのではないのかということに気がつきました。それは多分、見積りにかなり影響するのではないかと思いますので、この辺り読めば分かるかもしれませんが、念のため、今みたいな事情があるということをごまかすことができたら、正確な見積りができるように、具体的に記載していただければと思いました。

以上でございます。

○塚越管理室長 管理室、塚越です。承知いたしました。

○事務局 では、よろしくお願いします。

そのほかにも追加でございましたら、お願いできますか。よろしいでしょうか。

それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いしてよろしいでしょうか。

○古笛主査 各委員から、文言の修正とか削除も踏まえた検討という意見が出ましたので、本日の審議をふまえ、国民生活センターにおいて引き続き御検討のうえ実施要項（案）について必要な修正を行っていただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるということをお願いしたいと思います。各委員の先生方、そういう進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 では、センターにおかれましては、引き続き御検討をお願いいたします。

こちらからは以上となります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、国民生活センターの方々には御対応のほうよろしくお願ひいたします。

○菅沼会計課長 承知いたしました。

○事務局 本日はどうもありがとうございました。

それでは、国民生活センター、御退室をお願いいたします。

(独立行政法人国民生活センター 退室)

— 了 —